

「金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 課長補佐 和田 真 (わだ まこと)
証券取引等監視委員会事務局 取引調査課国際取引等調査室 課長補佐 北澤 千弘 (きたざわ ちひろ)

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を使命とし、すべての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場を目指して、その職務の遂行に当たっている。その一環として、風説の流布・偽計や相場操縦、インサイダー取引といった不公正取引について事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査（取引調査）を実施しており、その結果、市場の公正性を害するような法令違反が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。

令和4年度においても、証券監視委は、不公正取引の疑いがあるものに対して厳正な調査を実施し、法令違反が認められたものについて、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を14件行った（※インサイダー取引、相場操縦及び偽計に係る課徴金勧告の年度別件数、課徴金額は**図表1**参照）。

今回紹介する「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」（以下「事例集」という。）は、証券監視委

が、市場利用者に課徴金制度への理解を深めていただくため、また、不公正取引の未然防止という観点から、金融商品取引法（以下「法」という。）違反となる不公正取引に関し勧告を行った事案の概要を取りまとめ、事例として紹介するものであり、令和5年6月30日に公表したところである。

今般の事例集においては、引き続き、すべての市場利用者がルールを守るための参考となるよう、

- (1) 勧告事案を分析した上で、それぞれの取引事例の特徴等をできるだけ記載する
- (2) 見やすさ、分かりやすさを重視し、1事例を見開き頁で掲載するほか、相場操縦についてはグラフ、表及び株価チャート等を活用し、複雑化する取引手法の可視化に努める
- (3) 「監視委コラム」には、市場利用者の関心が高いと思われるテーマや、証券監視委から市場利用者に特に伝えたいテーマを選ぶなど、内容をより充実させるなどの工夫を行った。

本稿では、令和4年度（令和4年4月

図表1 課徴金勧告件数と課徴金額の推移

年度	勧告件数（件）・課徴金額（万円）							
			インサイダー取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	166	4	166	0	0	0	0
18	11	4,915	11	4,915	0	0	0	0
19	16	3,960	16	3,960	0	0	0	0
20	18	6,661	17	5,916	1	745	0	0
21	43	5,548	38	4,922	5	626	0	0
22	26	6,394	20	4,268	6	2,126	0	0
23	18	3,169	15	2,630	3	539	0	0
24	32	13,572	19	3,515	13	10,057	0	0
25	42	460,806	32	5,096	9	46,105	1	409,605
26	42	56,334	31	3,882	11	52,452	0	0
27	35	19,183	22	7,550	12	10,409	1	1,224
28	51	37,140	43	8,979	8	28,161	0	0
29	26	16,896	21	6,083	5	10,813	0	0
30	33	41,210	23	3,665	7	37,340	3	205
1	29	28,008	24	24,073	5	3,935	0	0
2	14	43,044	8	4,161	6	38,883	0	0
3	12	10,287	6	5,557	6	4,730	0	0
4	14	6,891	8	809	6	6,082	0	0
合計	466	764,185	358	100,147	103	253,004	5	411,034

(注1)「年度」とは当年4月～翌年3月をいう（以下図表2～10において同じ）。

(注2)「課徴金額」は1万円未満を切り捨てたものであるため、「合計」の課徴金額が一致しないことがある。

～令和5年3月）に勧告したインサイダー取引事案、調査の過程で把握された上場会社のインサイダー取引管理態勢の問題点、相場操縦事案等について簡単にその特色を記載し、個別事例やコラムについても紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. インサイダー取引規制による課徴金勧告事案の特色

令和4年度の勧告件数は8件（6事案）

であり、前年度の6件（6事案）から微増となった。1事案で2件の勧告を行った事案は2事案あった。

令和4年度の課徴金額の合計は809万円、前年度（5,557万円）に比べ大幅に減少し、平均課徴金額も、過去2番目に少額となっている。

(1) 重要事実等別の状況（図表2参照）

令和4年度の勧告件数8件における重要事実等10件を分類すると、公開買付け等事実が5件（50.0%）、株式交換が3件（30.0%）、業績予想等の修正が1件（10.0%）、子会社異動を伴う株式譲

図表2 重要事実等別の勧告件数

平成17年4月の課徴金制度の導入以降、令和5年3月末までに勧告した各インサイダー取引規制違反(情報伝達規制違反分は除く)の原因となった重要事実等を分類の上集計したもの

年 度	17~29	30	1	2	3	4	計
新株等発行	48	1	4	2	1		56
自己株式取得	5	1	1		1		8
株式分割	6	1		1			8
剰余金の配当	1						1
株式交換	6					3	9
株式移転					1		1
合併	6			1			7
会社の分割		1		1			2
事業の譲渡または事業の譲受け		6					6
新製品または新技術の企業化	1						1
業務提携・解消	55	2	3	2	3		65
固定資産の譲渡または取得	2						2
子会社異動を伴う株式譲渡等	5	1	1			1	8
民事再生・会社更生	11	3	3				17
新たな事業の開始	1						1
損害の発生	5						5
上場の廃止の原因となる事実	1						1
行政処分の発生	2						2
業績予想等の修正	48	5	3		1	1	58
バスケット条項	15		4				19
子会社に関する事実	10				1		11
うち子会社に係るバスケット条項	1						(1)
公開買付け等事実	79	5	1	3	2	5	95
うち公開買付けに準ずるもの	(2)				(1)		(3)
合 計	307	26	20	10	10	10	383
年度別勧告件数	289	23	24	8	6	8	358

(注1)「年度別勧告件数」とは、年度別に違反行為者の数を合算したものである。違反行為者が複数の重要事実等を知り(あるいは伝達を受け)違反行為に及んでいる場合があり、「合計」と「年度別勧告件数」は一致しないことがある。

(注2)取引推奨規制違反に係る重要事実等は、本表に計上しているが、情報伝達規制違反に係る重要事実等は、インサイダー取引を行った違反行為者に係る重要事実等と重複するため、本表に計上していない。

渡等が1件(10.0%)となっており、公開買付け等事実の割合が多くなっている。

厳しい経営環境における収益改善策や激変する経済状況への対応策として、上場会社等が様々な手法で企業再編を行う状況は今後も続くと考えられるが、一般

に、企業再編に関する重要事実等を決定する過程においては、社内における検討だけではなく、社外のような関係者との契約締結・交渉を伴う場合が多く、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

(2) インサイダー取引を行った違反行為者の属性別の状況 (図表3及び4参照)

令和4年度のインサイダー取引を行った違反行為者6名のうち、会社関係者等が3名(50.0%)、第一次情報受領者が3名(50.0%)となっている。

会社関係者等3名の内訳を見ると、社員が1名(33.3%)、契約締結者等が2名(66.7%)となっている。

第一次情報受領者3名の内訳を見ると、親族が2名(66.7%)、知人等が1名(33.3%)となっている。

違反行為者を、社内の者と社外の者で大別してみると、社内の者が1名、社外の者が5名となっており、引き続き社外の者によるインサイダー取引の割合が高くなっている。

(3) 情報伝達・取引推奨規制による勧告の状況

平成26年4月の情報伝達・取引推奨規制の導入以降、令和5年3月末までに同規制違反で課徴金勧告を行った累計件数は、29件である。(違反行為者ベース。うち1名は情報伝達及び取引推奨の各違反行為に該当)である。

① 情報伝達規制違反に係る勧告の状況

上記の累計29件のうち、他人に対して利益を得させる等の目的をもって重要事実等を伝達し、当該伝達を受けた者が重要事実等の公表前に取引を行っていたことが判明した者20名(18事案、情報受領者24名)について、情報伝達規制違反による課徴金勧告を行った。

令和4年度においては、1名(1事案、

情報受領者1名)について勧告を行った。

② 取引推奨規制違反に係る勧告の状況

上記の累計29件のうち、重要事実等の伝達はしていないものの、他人に対して利益を得させる等の目的をもって取引を推奨し、当該推奨を受けた者が重要事実等の公表前に取引を行っていたことが判明した者10名(10事案、被取引推奨者10名)について、取引推奨規制違反による課徴金勧告を行った。

令和4年度においては、3名(3事案、被取引推奨者3名)について勧告を行った。

重要事実等を知った上で、友人等に取引を推奨すれば、取引推奨者自らは取引によって利益を得ていない場合であっても、推奨された者が行った取引によって相応の課徴金が課せられることになる。

このように、上場会社のインサイダー情報を知り得る立場の者は、自身でインサイダー取引を行わないことは当然ながら、情報伝達・取引推奨行為も課徴金納付命令の対象となることを十分理解する必要がある。

(4) 情報伝達者(情報伝達規制違反と認定されなかった者も含む)の属性別の状況 (図表5参照)

令和4年度の第一次情報受領者に対する勧告事案3件に係る情報伝達者4名の内訳を見ると、社員2名(50.0%)、公開買付対象者2名(50.0%)となっており、うち3名(複数の属性を持つ者がいるため実質2名)については、情報伝達規制違反による勧告を行った。

図表3 インサイダー取引を行った違反行為者の属性

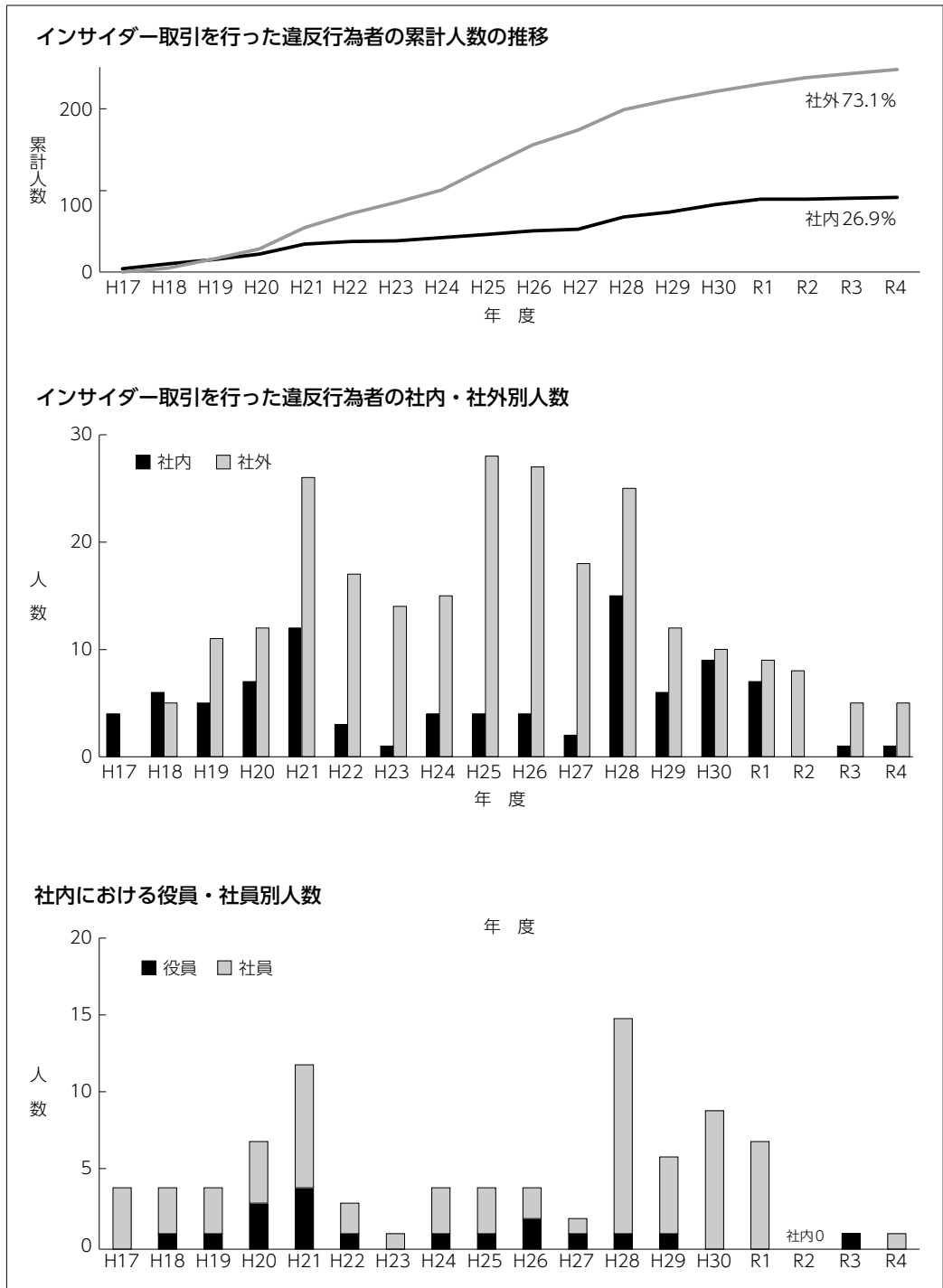
年度		17~29	30	1	2	3	4	計
166条違反	会社関係者 (a1)	107	9	8	2	3	2	131
	発行会社	3						3
	発行会社役員	15				1		16
	取締役	14				※1 1		15
	監査役	1						1
	発行会社社員	49	9	7			1	66
	執行役員	1		1				2
	部長等役席者	25	8	3			※1 1	37
	その他社員	23	1	3				27
	契約締結者等	41		1	2	2	1	47
	第三者割当	10						10
	業務受託者	12						12
	業務提携者	6		1	1	1		9
	その他	13			1	1	1	16
	第一次情報受領者 (b1)	96	6	7	3	3	2	117
	取引先	30	1			1		32
	親族	16		1		1	※1 2	20
友人・同僚	31	2	4	1			38	
知人等	19	3	2	2	※1 1		27	
小計 (c1)=(a1)+(b1)	203	15	15	5	6	4	248	
167条違反	公開買付者等関係者 (a2)	13			1	1	2	17
	買付者役員	2				1		3
	取締役	1				※1 1		2
	監査役	1						1
	買付者社員	4						4
	執行役員							0
	部長等役席者	3						3
	その他社員	1						1
	契約締結者等	7			1		1	9
	公開買付対象者						※1 1	1
	第一次情報受領者 (b2)	66	4	1	2	1	2	76
	取引先	19	1	1				21
	親族	3					※1 1	4
	友人・同僚	39	1		2			42
	知人等	5	2			※1 1	1	9
	小計 (c2)=(a2)+(b2)	79	4	1	3	2	4	93
	会社関係者等合計 (a)=(a1)+(a2)	120	9	8	3	※2 3	※2 3	146
第一次情報受領者合計 (b)=(b1)+(b2)	162	10	8	5	※2 3	※2 3	191	
合計 (c)=(a)+(b)	282	19	16	8	※2 6	※2 6	337	

(注) インサイダー取引を行った者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。

※1 一人の行為者が166条違反と167条違反に該当している場合、それぞれで属性を計上している。

※2 合計値は、上記※1の重複分を控除して集計している。

図表4



(注1) 上記3つのグラフは、図表3を基にインサイダー取引を行った違反行為者の属性に関する人数を可視化したものである。

(注2) 「社内」とは、会社関係者・公開買付者等関係者の合計から、契約締結者等の合計を差し引いたものである。

(注3) 「社外」とは、契約締結者等・第一次情報受領者の合計である。

図表5 情報伝達者（情報伝達規制違反と認定されなかった者も含む）の属性

年 度	17~29	30	1	2	3	4	計
会社関係者（166条）	96	6	7	3	3	2	117
発行会社役員	32	3	1	1	1		38
取締役	32	3	1	1	1		38
監査役							0
発行会社社員	14		2	2	2	2	22
執行役員	2						2
部長等役席者	7		1		1	1	10
その他社員	5		1	2	1	1	10
契約締結者等	50	3	4				57
引受証券会社	11						11
業務受託者	16	1	1				18
業務提携者	9	2					11
その他	14		3				17
公開買付者等関係者（167条）	66	4	1	2	1	2	76
買付者役員	6	1	1	1			9
取締役	6	1	1	1			9
監査役							0
買付者社員	8						8
執行役員	2						2
部長等役席者	2						2
その他社員	4						4
契約締結者等	39			1			40
公開買付対象者	13	3			1	2	19
合 計	162	10	8	5	4	4	193

(注) 情報伝達者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。

(5) 借名口座を用いたインサイダー取引の状況（図表6参照）

インサイダー取引を行った違反行為者累計337名（図表3）から複数の属性を持つ者2名を除いた335名がインサイダー取引を行った際に使用した口座（図表6）を見ると、自己名義の口座のみを使用した者が249名（74.3%）、他人名義の口座を借名口座として使用した者が86名（25.7%）となっており、令和4年度においても借名口座を使用した者が3名認められた。

(6) クロスボーダー事案の特色

令和4年度については、クロスボーダー取引によるインサイダー取引に係る勧告事例はなかったものの、世界経済のグローバル化が著しく進展する中、国境を越えたインサイダー取引が疑われる事例が引き続き散見されており、複数の事案の調査を継続している。

証券監視委としては、このようなクロスボーダー取引によるインサイダー事案に対して、海外当局との緊密な連携強化を図りながら、より一層、適正・厳正に

図表6 借名取引の状況（インサイダー取引に使用された証券口座の状況）

年 度	17～29	30	1	2	3	4	計
自己名義口座	209	18	12	4	3	3	249
他人名義口座	59	1	4	3	2	3	72
自己名義口座と他人名義口座の両方を使用	12			1	1		14
合 計	280	19	16	8	6	6	335

対処していく方針である。

2. 上場会社における インサイダー取引管理態勢 の状況について

事例集では、インサイダー取引の未然防止に役立つよう、証券監視委が各年度の勧告事案の調査の過程で把握した、上場会社等のインサイダー取引管理態勢の状況等を記載している。

今般の事例集では、令和3年度及び令和4年度の勧告事案のうち、上場会社等の役職員が関係したインサイダー取引事案10件について、当該上場会社等におけるインサイダー取引管理態勢の状況を整理した上、以下のポイントからその概要を取りまとめた（図表7）。

- ①インサイダー取引防止規程の不備等
- ②社内における情報管理の不備等
- ③自社株売買管理の不備等
- ④社外への職務上必要なインサイダー情報の伝達時の対応
- ⑤社外への職務上不要なインサイダー情報の伝達
- ⑥取引推奨
- ⑦インサイダー取引防止のための研修等の実施状況
- ⑧その他

上場会社においては、認識不足・理解不足等によるインサイダー取引を防止するためにも、日常的に、自社のインサイダー取引管理態勢に不備等がないか確認、検証していくことが重要である。

一方で、どんなに社内規程を整備し、周知しても、役職員一人一人の規範意識が低ければ、意図的なインサイダー取引を防止することは困難である。そのため、インサイダー取引の防止研修等においては、単に法令や禁止事項の説明にとどまらず、証券監視委の勧告事例や事例集における記載等も活用の上、

- 少額の取引や知人や友人・同僚に依頼した借名取引であっても、インサイダー取引として取り締まりの対象となること
- インサイダー取引が行われると、違反行為者だけではなく、インサイダー情報の決定・発生経緯、社内における情報の伝達状況等を調査するために、上司、同僚、部下までもが証券監視委による調査の対象となり、また、取引先へ伝達した場合には、取引先も調査の対象となること
- 課徴金といった処分以外にも、社内規程等に基づく処分が下されることがあること
- インサイダー取引による利得額を上回

る課徴金を課されている事例があること
など、インサイダー取引によって失うものが決して小さくないことについて、全役職員に分かりやすく説明し、理解させることが有効であると考えられる。

研修等には一定の費用や時間などの各種コストがかかるものの、自社の役職員がインサイダー取引を行い、又はこれらの取引に関与することとなった場合には、当該会社の管理態勢等について投資者や消費者から厳しい目が向けられ、結果として、市場からの信頼も失う事態となる可能性が高い。

上場会社においては、インサイダー取引から役職員を守ることが、結果として自社を守ることにもつながるとの意識を持って、実効性のある社内規程の整備、役職員への周知徹底を図りながら、インサイダー取引防止に努めることが重要である。

3. 相場操縦規制による 課徴金勧告事案の特色

令和4年度の勧告件数6件（個人5件、法人1件）は、前年度（個人5件、法人1件）と同件数であった。課徴金額合計6,082万円は、前年度の4,730万円を上回り、平均課徴金額も1,014万円と前年度（788万円）から増加した。

証券監視委は、様々な調査手法により事案の全体像の把握に努めており、その結果、相場操縦行為が確認された事案については、適正・厳正に対処している。

(1) 違反行為の形態（図表8参照）

最近5年間（平成30年度以降）の勧告事案（30件）中で用いられた相場操縦手法は、対当売買11件、株価引上げ・引下げ20件、終値関与4件、見せ玉等16件となっている。

また、1事案あたりに用いられた手法の数を見ると、1手法が10件、2手法が16件、3手法が3件であり、全体の約6割の事案において、複数の手法を組み合わせた相場操縦が行われていた。

近年、相場操縦の手法は悪質・巧妙化してきており、令和4年度でも、相場操縦行為の発覚を免れるために複数の証券会社の口座や借名口座を利用する事案が引き続き見られたほか、買い板を厚くして下値を支えながら、株価引上げを伴う対当売買を繰り返し行うことで第三者の取引を誘引する手法などが見られた。また、長期国債先物の取引で見せ玉を行うなどの取引手法が見られた。

(2) 違反行為者別の状況

平成17年4月の課徴金制度の導入以降の累計勧告件数（103件）を違反行為者別に分類すると、個人87名（国内85名、海外2名）、法人16社（国内5社、海外11社）となっており、違反行為者の大部分は国内の個人投資家となっているが、海外の機関投資家による違反行為も認められる。

令和4年度の勧告事案（6件）を違反行為者別に分類すると、個人5名（国内5名、海外0名）、法人1社（国内0社、海外1社）となっている。

図表7 令和3年度及び令和4年度勧告事案における上場会社のインサイダー取引管理態勢

概要	社内			社外				研修等 実施状況
	規程の不備等	情報管理の不備等	売買管理の不備等	職務上必要な伝達	職務上不要な伝達	情報伝達違反	取引推奨違反	
A社の役員が取引			違反行為者は借名口座で取引	—	—	—	—	実施していない ※新任執行役員の就任時にインサイダー取引防止規程等を配付、四半期毎に社内電子掲示板でインサイダー取引の注意喚起
B社の役員が取引	売買管理の記載なし		売買管理の仕組みなし	—	—	—	—	職員に対し入社時に実施 役員に対しては実施しておらず
C社の役員が取引				—	—	—	—	役職員に対し毎年実施 (当該役員は受講対象者となっておらず)
D社の社員が取引及び親族らに伝達、推奨		正式な伝達の前に頭出しで伝達	違反行為者は借名口座で取引		✓		✓	役職員に対し毎年eラーニング形式で実施
E社の役員が知人に伝達	取引推奨規制の記載なし	役員自らが伝達			✓			役職員に対し年1回eラーニング形式で実施
F社の社員が知人に伝達	取引推奨規制の記載なし				✓	✓		入社時のみ実施
G社の社員が取引先に伝達					✓			役職員に対し年1回eラーニング形式で実施(当該社員は直近の研修未受講)
H社の社員が親族に伝達	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の保管・管理方法について具体的な決まりがない	J-IRISS未登録		✓			職員に対し入社時と不定期で持株会勧誘時に実施
I社の社員が親族に伝達	取引推奨規制の記載なし				✓			部署や階級で対象者を区分した研修を不定期に実施
J社の社員が知人に推奨	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の保管・管理方法について具体的な決まりがない					✓	実施しておらず

(3) 違反行為者が使用した証券口座の状況
(個人による相場操縦事案)

① 使用した証券口座の名義について
(図表9参照)

最近5年間の勧告事案(30件のうち違反行為者が個人である26件)についての状況を見ると、自己名義の証券口座のみを使用した事案が17件(65.4%)、

他人名義の証券口座を使用した事案が9件(34.6%)となっている。

令和4年度の勧告事案5件では、自己名義の証券口座のみを使用した事案が4件(80.0%)、他人名義の証券口座を使用した事案が1件(20.0%)であった。

図表8 相場操縦に用いられた手法の組み合わせ

勧告事案	手法						
	対当売買	株価引上げ・引下げ	終値関与	見せ玉等	その他	手法の数	
H30年度	1	●				1	
	2		●		●	2	
	3				●	1	
	4		●	●		2	
	5		●		●	2	
	6	●		●		2	
	7				●	1	
R1年度	8		●		●	2	
	9		●		●	2	
	10		●		●	2	
	11	●	●	●		3	
	12	●	●			2	
R2年度	13	●※			※仮装売買 違法な安定操作	1	
	14						
	15		●			1	
	16	●	●			2	
	17		●			1	
	18		●			1	
R3年度	19			●		1	
	20		●	●	●※	※下値買い注文	3
	21				●	1	
	22		●		●	2	
	23		●		●	2	
	24	●			●	2	
R4年度	25	●	●			2	
	26				●	1	
	27	●	●		●※	※買い板厚く	3
	28		●		●	2	
	29	●	●			2	
	30	●	●			2	
合計		11	20	4	16		
手法の数			1手法の事案		10件		
			2手法の事案		16件		
			3手法の事案		3件		

② 使用した証券口座の数について

(図表10参照)

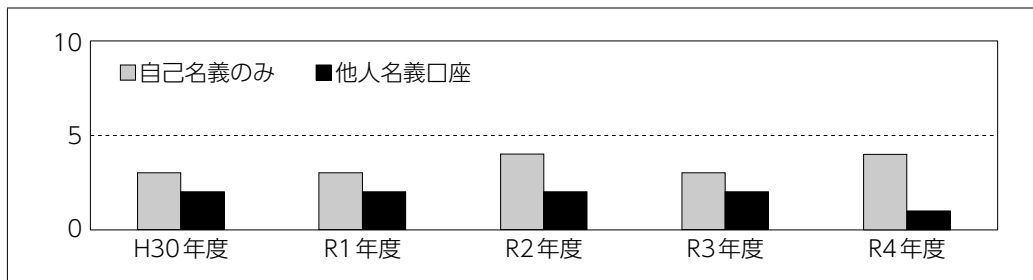
最近5年間の状況を見ると、1口座のみ使用が5件、2口座が10件、3口座が6件、4口座以上の使用が5件となっており、8割近くの事案で複数の口座を使用している。また、1事案(1個人)における最多口座数は、5口座であった。

令和4年度の勧告事案5件では、すべての事案で複数の口座を使用しており、2口座が2件、3口座が1件、4口座が1件、5口座が1件であった。

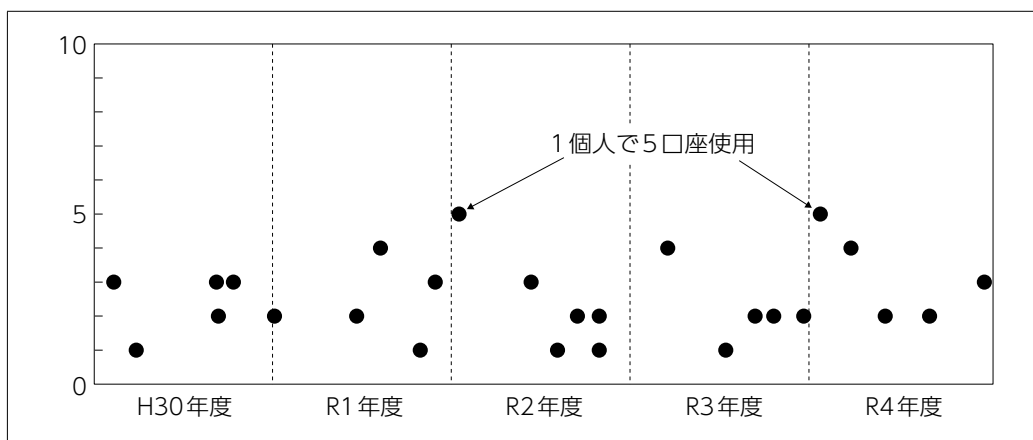
証券監視委の調査は、株価の変動に関与した口座における売買状況等を詳細に分析しており、複数の証券口座や他人名義の証券口座を使って相場操縦を行った

図表9 違反行為者（個人）が使用した口座の名義

(単位：件)



図表10 違反行為者（個人）が使用した口座数



(注) 横軸は勧告が行われた時期、縦軸は当該勧告事案において、違反行為者が使用した証券口座の数を表している。

としても、実際の行為者を特定することが可能である。

(4) クロスボーダー事案の特色

令和4年度については、クロスボーダー取引による相場操縦事案1件について勧告を行った。

具体的には、海外法人が、大阪取引所に上場する長期国債先物の取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない注文を同取引所に発注し、自己に有利な価格で同先物取引を約定させる、いわゆる「見せ玉」の事案であった。

証券監視委においては、日本取引所自

主規制法人や海外市場監視当局との間で日常的に情報交換を行うなど緊密な協力・連携体制の構築に努めており、当該事案についても、日本取引所自主規制法人の協力を得ながら厳正に対応したところである。今後も一層の連携強化を図り、引き続き適正・厳正に対処していく方針である。

4. 偽計等に関する規制について

(1) 規制の趣旨

有価証券の売買等のため、又は相場の変動を図る目的をもって風説を流布し、

偽計を用い、又は暴行や脅迫をするような行為は、市場の信頼性・健全性を阻害し、かつ、一般投資家に不測の損害を与える可能性が生じるため、法で禁止されている。

(2) 規制の概要

① 風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止（法第158条）

有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

② 課徴金（法第173条）、刑事罰（法第197条第1項第5号、なお、法人に関する両罰規定として法第207条第1項第1号）

上記の規制に違反した場合には、課徴金及び刑事罰（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科。なお、法人については7億円以下の罰金）の対象となる。

(3) 証券監視委からのメッセージ

直近では平成30年度に、真実の需給バランスに基づいた第三者の取引を排除するために、特殊見せ玉^(注)を発注して虚偽の需給バランスを作出し、引け直前に約定を回避して高値（安値）で売り抜ける（買い戻す）という事案が複数認められた。

こうした行為は、真実の需給バランスを知る違反行為者のみとその利益を得ら

れる一方、事情を知らない他の投資者の取引の機会を奪う不公正なものであることから、法第158条「偽計」を適用して課徴金勧告を行った。

今後と同様又は類似の行為が行われた場合には、証券監視委は引き続き厳正に対処する。

(注) 例えば、他の投資者が引成買い注文を発注している銘柄を見つけ出し、約定させる意思のない引成売り注文を発注し、買い側と売り側の引成注文の発注株数が同程度である引けの発注状況を作成することで、他の投資者の売買を排除しようとする注文のこと。他の投資者の売買を誘引する目的で行われる一般的な見せ玉とは異なる。

5. 個別事例の概要

本節では、重要事実として「公開買付け」、「株式交換」を適用し、また、取引推奨行為を認定したインサイダー取引事例を紹介する。

また、その他の事例や本事例を含めたインサイダー取引各事例に係る重要事実等の決定機関・決定時期、重要事実等を知った経緯については、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集をご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20230630.html>

【事例の概要（図表11参照）】

本件は、
○上場会社A社の社員（違反行為者(1)）

が、その職務に関し、①A社の社員甲がその職務に関しB社からの伝達により知った、B社がA社株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実（以下「公開買付け等事実」という。）及び②A社がB社を完全親会社とし、A社を完全子会社とする株式交換を行う決定をした旨の事実（以下「重要事実」という。）を知りながら、これらの公表前に、

- 借名口座によりA社株式を買い付け（**図表11**の「違反行為事実A」）、
- 親族である乙（被推奨者）に対し、A社株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、同株式の買付けを推奨し、推奨を受けた乙が、これらの公表前に同株式を買い付け（**図表11**の「違反行為事実B」）、

○違反行為者(2)は、A社に勤務していた社員（違反行為者(1)）から、同人がその職務に関し知った公開買付け等事実及び重要事実の伝達を受けながら、これらの公表前に借名口座によりA社株式の買付けを行ったという、2名による3つの違反行為が行われた事例である。

【事例の特色等】

本件は、公開買付けの被買付企業であり、かつ株式交換に係る株式の発行体企業でもあるA社の社員によるインサイダー取引及び取引推奨並びにその親族によるインサイダー取引の事例である。

当該社員は、自己の立場に基づいて知

り得た情報を悪用して違反行為に及んだもので、悪質性の高い事例である。

また、本件ではいずれの違反行為者も借名取引を行っているが、証券監視委は、口座名義人のみならず、その他の関係者に対しても幅広い調査を実施していることから、他人名義の口座が用いられたとしても、真の取引者を容易に把握することが可能である。

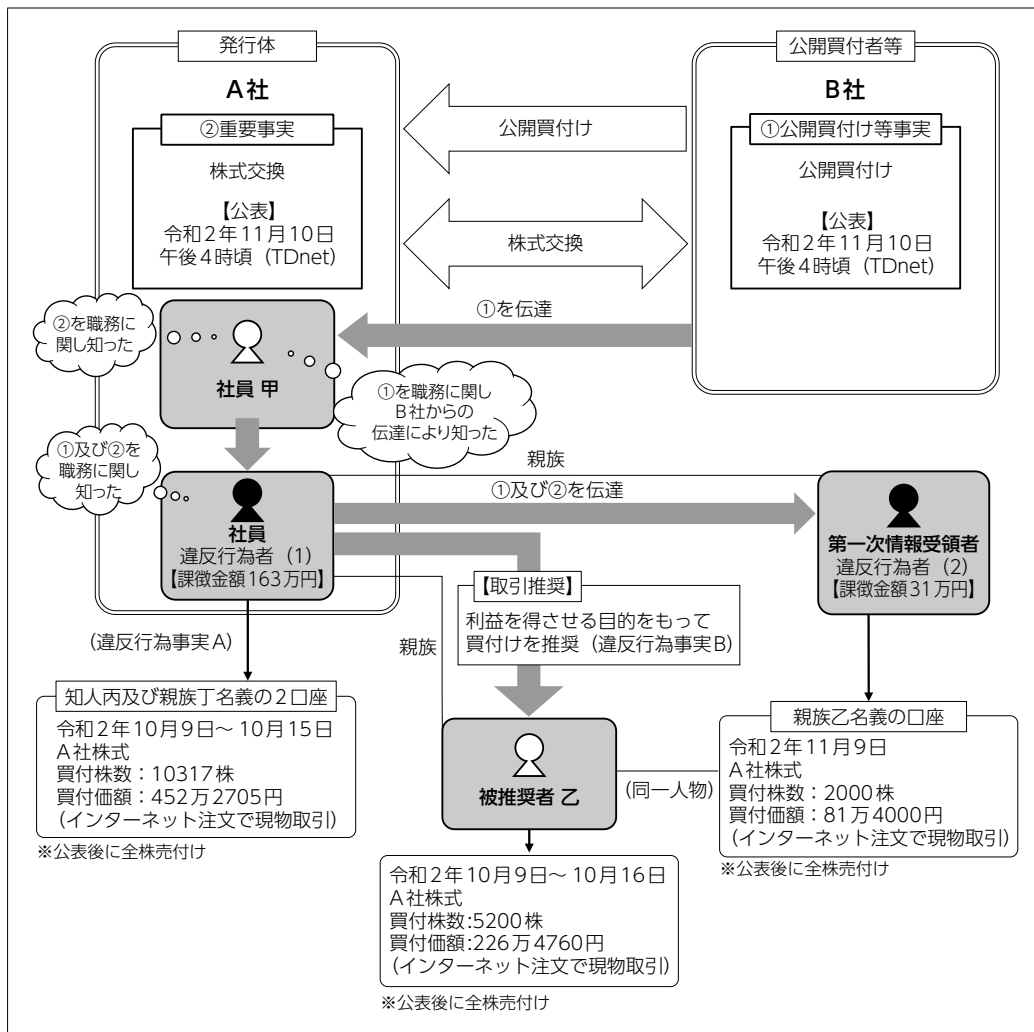
6. 監視委コラム

今般の事例集においては、「監視委コラム」として10のテーマについて掲載し、その内容をより一層充実させた。本稿では、その中から「1 違反行為は見逃さない～少額取引・他人名義取引でも発覚～」及び「8 インサイダー情報の伝達等が行われやすい場面～会食の場ではいつもより注意が必要！～」を紹介する。他のコラムも読者に興味があると思われる題材を取り上げたものであるので、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集を是非ご覧いただきたい。

今般の事例集で「監視委コラム」として取り上げたテーマ

- 1 違反行為は見逃さない～少額取引・他人名義取引でも発覚～
- 2 再度の違反行為は課徴金額が1.5倍～課徴金額が1.5倍となった相場操縦の勧告はこれまでに6件～
- 3 取引推奨規制違反について～インサイダー情報自体を伝えなくても、それを使った取引推奨行為は違反です！～

図表11



- 4 インサイダー取引後の状況 ~インサイダー取引により失うもの~
- 5 勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案 ~公開買付けで気をつけるべきことは~
- 6 重要事実等の決定・発生から公表までの日数 ~情報管理に一層の注意を~
- 7 情報管理の重要性について改めて認識を！ ~不用意な発言が法令違反のきっかけに~

- 8 インサイダー情報の伝達等が行われやすい場面 ~会食の場ではいつもより注意が必要！~
- 9 第一次情報受領者について ~会社関係者以外の人からの情報でもインサイダー取引となる場合も~
- 10 長期国債先物取引による相場操縦 ~オプションと先物の市場をまたぐ違反行為~

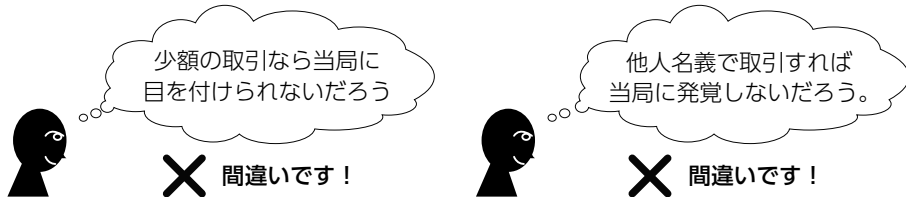
1 違反行為は見逃さない ～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、借名口座を用いたインサイダー取引や複数の証券口座を用いた相場操縦行為についても多数の勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

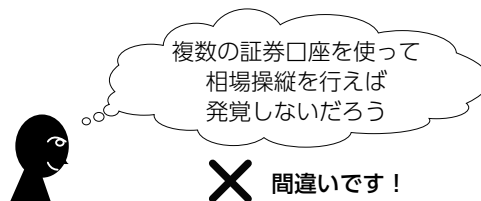
証券監視委は、常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告を受けた違反行為者に見られた認識



- 証券監視委は、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても課徴金調査の対象となります。
- 証券監視委は、口座名義人のみならず、その他の関係者に対しても幅広い調査を実施しており、他人名義の証券口座が用いられたとしても、真の取引者を容易に把握することが可能です。

相場操縦行為で勧告を受けた違反行為者に見られた認識



- 証券監視委は、取引所や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、自己名義の複数の証券口座や他人名義の証券口座を用いて相場操縦を行ったとしても、売買データを詳細に分析することにより、問題のある取引を行った者を早期に特定することが可能です。

8 インサイダー情報の伝達等が行われやすい場面 ～会食の場ではいつもより注意が必要!～

以下の表は、平成30年度から令和4年度におけるインサイダー取引による課徴金勧告事案について、インサイダー情報の伝達者（取引推奨者）と情報受領者（被推奨者）との関係性ごとに、伝達や推奨（以下「伝達等」といいます。）が行われた場面の割合を示したものです。

友人・同僚、取引先、知人等は、いずれも「会食」が最も多くなっています。

過去の事例では、上場会社の役職員が、

- ・ 久しぶりに会った同級生との会食で近況報告として仕事の話をした際
- ・ 同僚との飲み会でお互いの仕事の状況を話した際
- ・ 取引先から接待を受けているときに自社の財務状況の話をした際
- ・ 元上司との会食で仕事の話をした際
- ・ 交際相手や好意を寄せている相手との会食で仕事の話をした際

など、飲食を伴う会食の場での伝達等が多くあります。

気心の知れた人との会食の場では、普段は話さないような事でも、つい気が緩んでしまい、思わず言ってしまうことまで言ってしまうということもあるかもしれません。

インサイダー情報を伝えたつもりはなくても、その情報を聞いた者が、その情報を基に取引を行えば、インサイダー取引に該当する可能性があり、証券監視委の調査対象となり得ます。

気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えてしまうと、その結果、違反行為を招いてしまうことにもなり得ますので、上場会社の役職員等、インサイダー情報に接する立場にある者は、常日頃から情報管理の重要性を意識することが必要です。

関係性	伝達等の場面	割合
友人・同僚	会食	55%
	職場	27%
	電話・メール	18%
取引先	会食	80%
	職場	20%

関係性	伝達等の場面	割合
知人等	会食	69%
	電話・メール	15%
	自宅	8%
親族	自宅	80%
	電話・メール	20%

7. おわりに

証券監視委としては、不公正取引の未然防止という観点から、事例集を、

- ①重要事実等の発生源となる上場会社等におけるインサイダー取引管理態勢の一層の充実
- ②公開買付け等企業再編の当事者からフィナンシャル・アドバイザー業務等を受託する証券会社・投資銀行等における重要事実等の情報管理の徹底
- ③証券市場のゲートキーパーとしての役割を担う証券会社における適正な売買審査の実施

のためにそれぞれ役立てていただくことを期待するものである。

また、一般投資家におかれても、不公正取引の疑いがある場合には、証券監視委による調査等の対象となり、法令違反が認められた場合には課徴金が課されることを十分にご理解いただければ幸いです。

事例集が活用されることにより、すべての市場利用者による自己規律の強化、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護につながることを強く期待するものである。